

日本福祉大学半田キャンパス施設使用規程

（目的）

第1条 本規程は、日本福祉大学施設使用規程第3条により、日本福祉大学半田キャンパス（以下、「本校」という。）における施設の使用・貸出しを適切かつ円滑に行うことを目的とする。

（施設の範囲）

第2条 本規程に定める施設とは、教育研究棟、教育実習棟、研究棟、コミュニティーセンター棟、体育施設のうち別表1のものをいう。

（関連規程）

第3条 次の施設の使用については別に定める。

- （1） 教育研究棟・教育実習棟・研究棟の研究関係諸施設、情報処理演習関係諸施設
- （2） 事務管理棟の会議室
- （3） 図書館棟の図書館半田分館

（管理者）

第4条 施設使用管理の責任者は、学長とし、日常の施設使用管理は、学長の指示により半田事務室長が行うものとする。

（使用原則）

第5条 施設は本校の正課授業、公式行事、学校法人日本福祉大学（以下、「法人」という。）の諸事業及び教職員の諸活動、学生の課外活動に使用することを原則とし、正課授業並びに公式行事を優先する。

（教職員、学生の使用手続）

第6条 日本福祉大学（以下、「本学」という。）の教職員及び学生が施設使用を希望するときは、次に定める手続きによる。但し原則として別表1の貸出し対象施設とする。

- 2 施設使用を希望する者は、事前に所定の施設使用許可願を、半田事務室に提出し半田事務室長の許可を受けなければならない。
- 3 施設使用許可願の受付は原則として使用予定日の1ヵ月前からとする。

（学外者への貸出し）

第7条 学外者に対しては、本校の教職員及び学生の使用に支障をきたさない範囲において施設の貸出しを行う。

- 2 前項にいう学外者とは、次の各号にかかげる以外のものをいう。

- （1） 本学の教職員、学生
- （2） 本学の教職員もしくは学生によって構成される組織または団体

- (3) その他本学が認める機関、組織または団体
(学外者の使用手続)

第8条 学外者が施設使用を希望するときは、次に定める手続きによる。但し原則として別表1の貸出し対象施設とする。

- 2 施設使用を希望する者は、事前に所定の施設使用願を、半田事務室に提出し半田事務室長の許可を受けなければならない。
- 3 施設使用許可願の受付は原則として使用予定日の2週間前からとする。
(学外者の使用許可制限)

第9条 次の各号の一に該当するときは学外者への貸出しを行わない。

- (1) 本校の事業に支障を生じ、また支障の生ずるおそれのあるとき
(2) 施設を破損するおそれがあるとき
(3) 責任者が不明なとき
(4) その他、本学がその貸出しを不相当と認めたとき
(施設の例外的使用)

第10条 施設の使用にあたって、次の各号に該当する場合は、その内容を使用許可願に明記して許可を受けなければならない。

- (1) 使用施設内の諸備品、用品を移動する場合
(2) 使用施設内に外部から諸備品、用品を持ち込む場合
(3) 既設の照明及びマイク以外の電源を使用する場合
(施設の使用停止)

第11条 次の各号に掲げる期間は、原則として施設の使用を許可しない。

- (1) 職員の一斉休業日期間
(2) その他整備等に必要な期間
(使用時間帯)

第12条 使用時間帯は、原則として別表1の通りとする。

(施設の使用料)

第13条 第8条に定める手続きにより、施設の使用を許可されたものは、別表2に定める施設使用料をただちに納付しなければならない。

2 前項にかかわらず次に掲げるものについては、施設使用料を免除することができる。

- (1) 本学の教職員が参加する組織又は団体が使用するとき
(2) 本学の学生の組織または団体の公的に参加している組織又は団体が使用するとき
(3) その他学長の認めるとき
(使用料の返還)

第14条 使用料を納付したもので次の各号の一に該当する場合は、使用料の全額を

返還する。

- (1) 本校の都合で施設使用許可を取消したとき
- (2) 使用者の責任でない事由により施設使用ができなくなったとき
(使用者の義務)

第15条 使用を許可されたものは、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 使用許可された施設以外の施設を使用しないこと
- (2) 使用目的を無断で変更しないこと
- (3) 使用許可証に明記された注意事項を守ること
(使用許可の取消)

第16条 次の各号の一に該当するときは施設使用を許可した後においてもその使用許可を取消すものとする。

- (1) 使用許可以降において第9条に定める事項に該当すると認めるとき
- (2) 第13条に定める使用料を納付しないとき
- (3) 第15条に定める事項を厳守しないとき
- (4) 虚偽の申請で許可を得たとき
(原状回復の義務)

第17条 使用者が施設の使用を終ったとき、すみやかに原状に復さなければならない。

2 使用者が故意又は過失によって施設を損傷したときは、それによって生じた損害の賠償を負わなければならない。

(規程の所管課室)

第18条 本規程の所管課室は、半田事務室とする。

(規程の改廃)

第19条 本規程の改廃は、学長が行う。

附 則

- 1 本規程は、1995年4月1日より施行する。
- 2 本規程は、1996年4月1日より一部改正施行する。
- 3 本規程は、2011年4月1日より一部改正施行する。
- 4 本規程は、2014年4月1日より一部改正施行する。
- 5 本規程は、2015年4月1日から改正施行する。

別表1（第2条、第6条、第12条関係）

貸出対象施設と時間帯

貸出施設名	使用時間帯		備考
	平日	休日	
(教育研究棟)			
101講義室（250人）	9：00～22：00	9：00～17：00	
102講義室（150人）	9：00～22：00	9：00～17：00	
103講義室（150人）	9：00～22：00	9：00～17：00	
104講義室（130人）	9：00～22：00	9：00～17：00	
105講義室（80人）	9：00～22：00	9：00～17：00	
106講義室（110人）	9：00～22：00	9：00～17：00	
108講義室（60人）	9：00～22：00	9：00～17：00	
109講義室（30人）	9：00～22：00	9：00～17：00	
110講義室（30人）	9：00～22：00	9：00～17：00	
112講義室（30人）	9：00～22：00	9：00～17：00	
113講義室（30人）	9：00～22：00	9：00～17：00	
202講義室（50人）	9：00～22：00	9：00～17：00	
208講義室（30人）	9：00～22：00	9：00～17：00	
217講義室（50人）	9：00～22：00	9：00～17：00	
(教育実習棟)			
301講義室（60人）	9：00～22：00	9：00～17：00	
302講義室（50人）	9：00～22：00	9：00～17：00	
303講義室（50人）	9：00～22：00	9：00～17：00	
304講義室（50人）	9：00～22：00	9：00～17：00	

305講義室（30人）	9：00～22：00	9：00～17：00	
（体育施設）			
トレーニングルーム	9：00～22：00	9：00～17：00	
グラウンド	7：30～17：00	7：30～17：00	

別表2（第13条関係）

施 設 の 使 用 料

施 設	区 分	時 間	備 考
教室	250人	2,000円	* 1時間単位の貸出とし、 端数は時間料金徴収する。 * 冷暖房使用料金は、実費徴収。 * 更衣室使用料金は、500円／回
	150人	1,500円	
	その他	1,000円	
グラウンド トレーニングルーム		1,000円	

教室別収容人員

101講義室	250人
102講義室	150人
103講義室	150人
104講義室	130人
105講義室	80人
106講義室	110人
108講義室	60人
109講義室	30人
110講義室	30人
112講義室	30人
113講義室	30人
202講義室	50人

208講義室	30人
217講義室	50人
301講義室	60人
302講義室	50人
303講義室	50人
304講義室	50人
305講義室	30人

冷暖房使用料金

	時 間
150人以上の講義室	1,000円
その他の講義室	500円